

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

(見える化要件)

介護職員の処遇改善については、令和元年の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表していることです。

以上の要件にもとづき、当団体における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表します。

- 【事業所名】 放課後デイばおぼふ
- 【事業所番号】 0150700565
- 【事業内容】 放課後等デイ 児童発達支援
- 【所在地】 札幌市西区発寒6条10丁目10番13号
- 【電話番号】 011-795-5260

加算の取得状況

処遇改善加算Ⅰ 特定処遇改善加算Ⅱ

職場環境等要件等、賃金改善以外の改善の内容

- ① 入職促進に向けた取り組み
 - 法人や事業所の経営理念や方針を明確化している。
 - 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験にこだわらず幅広い採用の仕組みの構築（マンツーマンによる教育）
- ② 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

○働きながら資格取得を目指す者への支援と資格取得後の資格手当の制度

○キャリアアップに関する面談の確保

○研修体制の構築

③ やりがい・働き甲斐の醸成

○ミーティング等によるコミュニケーションの円滑化、勤務体制の個々の希望を重視

○利用児の家族からの意見や謝意などの情報を共有する機会の提供

④ 心身の健康管理

○腰痛の発生を抑えるために、極力2人態勢での移乗を行う

○休憩時間の確保、水分補給を推奨